平成２２年（フ）第２８４２号
札幌市西区八軒10条東４丁目２番32―205号
破産者　齋藤　幸平
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２７号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―910号
破産者　熊谷　哲也
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３号
北海道江別市上江別東町29番地の21
破産者　中田　陽子（旧姓山田・六田）
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２号
仙台市青葉区栗生２丁目４番地の４　渡辛ベルメゾン栗生Ｅ棟113
破産者　早坂　順一
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
秋田県能代市河戸川字大須賀115番地５
破産者　工藤　武政
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２２６号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート３号棟101
破産者　石山　修二
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２号
茨城県鉾田市梶山617番地
破産者　郡司　常雄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０５号
埼玉県春日部市赤沼858番地10
破産者　赤沼　修一
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
東京都足立区中央本町２丁目７番16号　ハウス中央第二101、破産申立時の住所埼玉県草加市旭町５丁目11番６―105号
破産者　伊藤　　務
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
埼玉県八潮市鶴ケ曽根1669―８　ハイツ90―102号室坂本方、住民票上の住所埼玉県八潮市大字南後谷15番地２レーベンハイム草加弐番館202号室加賀屋方
破産者　加賀屋信一（旧姓藤波）
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン15―202
破産者　大石富美代
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
新潟市秋葉区新津本町２丁目18番49号
破産者　佐藤恵美子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
長野県塩尻市大字宗賀2781番地１
破産者　長澤　博子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９４３号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷284番―５　アビィタシオン朝日203号、住民票上の住所兵庫県姫路市西今宿７丁目８番６号
破産者　眞岡　俊朗
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２６８号
広島県福山市山手町1093番地２、旧住所広島県福山市南蔵王町六丁目29番６―204号　県住
破産者　柿木　浩二
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３１３号
福岡市早良区有田６丁目５番３号、旧住所福岡市早良区内野７丁目26番６号
破産者　矢野　一生
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２号
福岡市早良区賀茂３丁目１番９号
破産者　松尾　博文
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４号
福岡市東区千早３丁目２番318号、前住所福岡市東区香椎浜４丁目１番１―302号
破産者　寺崎三佐子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部